

県本部各部課長  
県下各警察署長 殿

共	00	00	10	39	5年
---	----	----	----	----	----

宮本生企第1916号  
令和4年12月22日  
宮城県警察本部長

電子メール活用による安全情報提供システム運用要領の一部改正について（通達）

電子メールを活用した安全情報提供システム（以下「みやぎSecurityメール」という。）については、「電子メール活用による安全情報提供システム運用要領の改正について（通達）」（平成29年11月6日付け宮本生企第1688号）により運用していたところであるが、この度、別添のとおり電子メール活用による安全情報提供システム運用要領の一部を改正したので、適切な運用に努められたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

## 1 改正の要点

### (1) 情報発信の時間の変更

「閉庁日を除く午前9時から午後6時までの間」を「閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで」と変更した。

### (2) その他文言等の修正及び整理を行った。

## 2 施行期日

令和4年12月22日

## 別添

### 電子メール活用による安全情報提供システム運用要領

#### 1 運用目的

「みやぎSecurityメール」は、犯罪の発生情報、防犯対策情報及び検挙情報（以下「安全情報」という。）を積極的に提供し、各種防犯団体等を中心とした地域における自主的防犯活動の推進や県民すべてが犯罪被害からの予防に向けた意識の高揚及び啓発等を促進することを目的として運用するものとする。

#### 2 運用体制等

##### (1) 総括責任者

総括責任者に生活安全部長を充て、「みやぎSecurityメール」の運用を統括する。

##### (2) 運用責任者

運用責任者に、生活安全部生活安全企画課長を充て、「みやぎSecurityメール」の運用について次の事務をつかさどる。

ア 「みやぎSecurityメール」の企画及び運用に関すること。

イ 「みやぎSecurityメール」発信システムの業務委託に関すること。

##### (3) 情報責任者

情報責任者に、警察署長又は警察本部主管課長を充て、発信する情報の内容に関し次の事項を行う。

ア 「みやぎSecurityメール」を積極的に利用し、適時適切な安全情報の発信に努める。

イ 「みやぎSecurityメール」について周知を図り、安全情報の受信登録者の募集及び拡大に努める。

##### (4) 発信担当者

発信担当者に、生活安全部生活安全企画課、県民安全対策課及び交通部交通企画課の課員を充て、「みやぎSecurityメール」の発信に関し次の事項を行う。

ア 「みやぎSecurityメール」発信に伴う操作。

イ 発信担当者以外の者が発信する場合の操作要領の指導を行い、誤操作等の防止に努める。

#### 3 情報発信対象事案

(1) 子供及び女性の安全に関する情報（声かけ、不審者情報など）

(2) 街頭における犯罪等の発生・検挙に関する情報（路上強盗、ひったくりなど）

(3) 多発する犯罪等に関する情報（特殊詐欺など）

(4) 地域における自主防犯活動への活用が期待できる情報

(5) その他県民に知らせるべき情報

#### 4 情報配信エリア

(1) 県内全域

- (2) 中央ブロック、沿岸ブロック、仙北ブロック、仙南ブロック
- (3) 各警察署管轄単位
- (4) 市区町村単位（40市区町村）

## 5 運用要領

### (1) 情報発信要領

ア 情報責任者は、情報発信対象事案を認知した場合は、情報発信の必要性を判断し、別記様式「みやぎSecurityメール発信依頼書」により、運用責任者に対して発信を依頼するものとする。ただし、発信する情報について捜査上の支障、個人のプライバシーの侵害等の問題が生じるおそれがある場合は、警察本部の事件担当課と事前に協議を行った上で発信すること。

この場合、運用責任者は、運用の適否を判断し、発信する場合は、内容及び発信エリアを調整し、速やかに発信するものとする。

イ 運用責任者は、情報責任者からの発信依頼がなくとも情報発信の必要があると認められる場合は、発信することができるものとする。

### (2) 情報発信の時間

閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、緊急に県民に知らせるべき事案が発生した場合はこの限りではない。

## 6 受信対象者の登録等手続

### (1) 携帯電話利用者に対する登録等手続

#### ア 登録手続

##### (ア) 空メールの送信

登録を希望する者が、自己の携帯電話により「みやぎSecurityメール」のメールアドレスへ空メールを送信すると自動的に仮登録完了のお知らせメールが送信される。

##### (イ) 登録

返信された説明画面中の自動生成された「URL」をクリックすると、登録画面に移行し、登録画面に表示された入力項目にしたがって利用者の情報を入力する。

##### (ウ) 登録完了

登録画面の各項目を記載し画面中の「登録」をクリックすると、システムより自動的に登録完了のお知らせメールが届き登録完了となる。

#### イ 解除・変更手続

配信される安全情報メールの末尾に「利用者情報の変更・解除」のURLが表示されているが、同URLに接続し解除・変更手続を行う。

### (2) パーソナルコンピュータ利用者に対する登録等手続

#### ア 登録手続

パーソナルコンピュータ登録用URLにアクセスした後、画面に従い登録情報を入力・送信すると本登録用URLが返信され「登録」を押すことで本登録

が完了する。

#### イ 解除・変更手続

6(1)イ 解除・変更手続に同じ。

### 7 運用上の留意事項

#### (1) 個人情報の保護

本システムの運用に当たっては、個人情報を含むシステムの取扱いであることを念頭に置き、同情報の適正な取り扱いや紛失に万全を期すこと。

#### (2) 適正な情報発信

情報発信に当たっては、被害者等の事件関係者及びその他の者に不測の損害を与えないよう細心の注意を払うこと。

#### (3) 個人のプライバシー及び捜査活動等への配慮

本システムで発信する情報内容は、個人のプライバシーや捜査上の秘密に関わる事項が多く、情報発信が個人情報の保護や警察活動に支障を与える場合も予想されることから、捜査等の担当者と十分な打ち合わせを行い、被害者や関係者が特定又は推認されることがないように留意すること。

#### (4) 報道との関係

本システムは、県民に自らの被害防止対策を促すための情報を発信するものであって、報道発表をしない事案についての情報発信も予想されることから、報道関係者にその趣旨を説明するなど、無用の紛議を生じることがないように留意すること。

#### (5) 運用責任者との協議

本要領に定めること以外で「みやぎSecurityメール」を活用する事情が生じた場合は、運用責任者と協議すること。

#### (6) 受信対象者の募集

情報責任者は、「みやぎSecurityメール」の趣旨、効果を職員に周知しあらゆる機会を通じて管内の受信対象者の募集に努めること。

別添「みやぎSecurityメール発信依頼書」略